

休止

(1) 休止

休学（1か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は止まります。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 長期にわたる休止

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止が連続して2年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続きをしてください。

奨学金交付の復活

(1) 復活

休止が2年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは3年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

(2) 休止後の復活

復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

退学・辞退

(1) 退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

(2) 辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。
※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に保護者の方とよく相談してください。

(3) 退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル、本機構ホームページに掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

(4) 退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（貸与終了後も引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の7か月後の27日から返還が開始されます。



ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利子は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後などにあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。1円単位となりますので注意してください。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。